

# 情報提供

那医発第 77 号  
令和 8 年 4 月 28 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「保険医療機関が行う申請・届出様式の一部改正について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579）

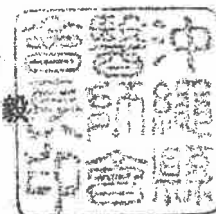
記

沖医発第 118 号

令和 8 年 4 月 22 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会  
会長 田名 毅



## 保険医療機関が行う申請・届出様式の一部改正について（周知依頼）

今般、九州厚生局沖縄事務所より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。  
本件は、保険医療機関が行う申請・届出様式の一部改正についての通知となっております。

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、その一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部を改正する省令等が施行及び適用されたところです。

これに伴い、令和 8 年 4 月 1 日より保険医療機関が行う申請・届出の様式が一部改正されております。

令和 8 年 4 月 1 日から、新たに保険医療機関の管理者となるには、要件を満たすことが必要となることから、提出される「指定申請書」及び「届出事項変更（異動）届」につきましては、新様式でご提出いただくとともに、「保険医療機関の管理者に係る添付書類（登録省令第 3 条第 1 項第 5 号関係）」を併せてご提出いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 保険医療機関が行う申請・届出様式の一部改正について（周知依頼）

（令和 8 年 4 月 21 日）

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
hokenka@okinawa.med.or.jp

令和8年4月21日

沖縄県医師会長 様

九州厚生局沖縄事務所長

保険医療機関が行う申請・届出様式の一部改正について（周知依頼）

平素より医療保険制度の適正な運営をはじめ厚生行政の推進について格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）が令和7年12月12日に公布され、その一部が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部を改正する省令等が施行及び適用されたところです。これに伴い、令和8年4月1日より保険医療機関が行う申請・届出の様式が一部改正されました。

令和8年4月1日から、新たに保険医療機関の管理者となるには、要件を満たすことが必要となることから、提出される「指定申請書」及び「届出事項変更（異動）届」につきましては、新様式でご提出いただくとともに「保険医療機関の管理者に係る添付書類（登録省令第3条第1項第5号関係）」を併せてご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、九州厚生局のホームページにおいてもご案内しておりますが、貴会の会員様に周知いただきたくご依頼申し上げます。

何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

【九州厚生局ホームページ】

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>